

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年3月28日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 3号 事業計画変更承認申請について
議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第 6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)
平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)に
ついて
議第 7号 農業委員会事務職員の配置替について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
報第 4号 基盤強化法の解約通知について
報第 5号 使用貸借の解約通知について
報第 6号 農地法適用外事実確認証明について
報第 7号 農地潰廃通報について
報第 8号 作付変更届について
報第 9号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第10号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |

15番	山ノ内	正	委員	16番	大竹	正信	委員
17番	廣川	哲也	委員	18番	田邊	稔	委員
19番	五十嵐	俊雄	委員	20番	坂井	和弘	委員
21番	阿部	銀次郎	委員	22番	野水	敏秋	委員
23番	野崎	文夫	委員	24番	嘉藤	太加雄	委員
25番	佐藤	裕雄	委員	26番	阿部	新一郎	委員
27番	星野	英治	委員	28番	藤田	吉則	委員
29番	渡邊	一英	委員	30番	原	正利	委員
31番	小師	勉	委員	32番	目黒	伸一	委員
33番	山田	佳典	委員	34番	蒲澤	正	委員
35番	小林	六一	委員				

欠席委員 2名

9番 佐藤 満 委員 11番 内山 清 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	大坂 純 司
事務局 次 長	斎藤 公 明
経営基盤係副参事	麦倉 政 勝
経営基盤係主任	鈴木 和 志

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、平成25年度3月末の定例総会をこれより開会したいと思います。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名でございますので、総会は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。6番、捧譽委員、32番、目黒伸一委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速に議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、3番、清水栄委員、12番、大竹一雄委員、21番、阿部銀次郎委員、29番、渡邊一英委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午後3時12分 3番清水 栄委員、12番大竹一雄委員
21番阿部銀次郎委員、29番渡邊一英委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

11ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定37件、14万9,869.74㎡、再設定19件、9万4,316.68㎡、利用権移転2件、1万391㎡、所有権移転2件、4,883㎡であります。合計では60件、25万9,460.42㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの636番から順に説明いたします。

636番は、栗林地内の農地1筆、1,004㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約200万円であります。

637番は、籠場地内の農地5筆、3,879㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円あります。

638番は、袋地内の農地1筆、491㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

639番は、森町地内の農地4筆、5,011㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

640番は、長沢地内の農地3筆、2,804㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

641番は、新堀地内の農地1筆、3,004㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

642番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、2,144㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

643番は、棚鱗地内の農地3筆、8,843㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

644番は、棚鱗地内の農地1筆、6,152㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

645番は、森町ほか地内の農地2筆、301㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

646番は、棚鱗地内の農地4筆、5,307㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

647番は、上谷地地内の農地2筆、837㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

648番は、下大浦地内の農地6筆、1,439㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

649番は、荒沢地内の農地4筆、3,397㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

650番は、荒沢地内の農地4筆、8,411㎡を新規により4年間利用権設定する

ものであります。

651番は、荒沢地内の農地2筆、3, 610㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

652番は、荒沢地内の農地1筆、2, 278㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

653番は、井栗地内の農地1筆、776㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

654番は、中曽根新田地内の農地1筆、4, 256㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

655番は、栄荻島ほか地内の農地9筆、9, 913㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

656番は、栄荻島地内の農地1筆、3, 318㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

657番は、中浦地内の農地34筆、1万48, 71㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

658番は、桑切地内の農地4筆、511㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

659番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、2, 396㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

660番-1は、上保内地内の農地6筆、2, 142, 68㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

661番-1は、白山新田地内の農地1筆、873㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

662番-1は、白山新田地内の農地1筆、670㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

663番は、大島地内の農地6筆、5, 124㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

664番は、新堀地内の農地5筆、5, 070㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

665番は、福島新田地内の農地2筆、3, 864㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

666番-1は、長嶺ほか地内の農地10筆、7, 057㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

667番-1は、吉田地内の農地1筆、2, 952㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

668番-1は、吉田地内の農地1筆、2, 962㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

669番-1は、曲谷地内の農地2筆、3, 517㎡を新規により10年間利用権設

定するものであります。

670番-1は、上保内ほか地内の農地18筆、9,179.61㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

671番-1は、上保内ほか地内の農地15筆、7,374.44㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

672番-1は、駒込地内の農地8筆、7,810.3㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

673番は、桑切地内の農地3筆、2,846㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

674番は、直江町4丁目ほか地内の農地3筆、3,189㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の675番から10ページの693番までの19件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、11ページをごらん願います。

694番は、大島地内の農地10筆、8,349㎡を4年間利用権移転するものであります。

695番は、大島地内の農地2筆、2,042㎡を4年間利用権移転するものであります。

続きまして、12ページをごらん願います。12ページの660番-2から14ページの691番-2までの枝番がついております11件、6万1,682.03㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規及び再設定により8年から10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、2月24日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理の出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきまして意見決定を経て、午後4時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新

規設定37件、再設定19件、利用権移転2件、所有権移転2件、合計件数60件、面積にして25万9,460.42㎡を、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後3時25分 3番清水 栄委員、12番大竹一雄委員
21番阿部銀次郎委員、29番渡邊一英委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員の皆さんに報告いたします。

議第1号『農用地利用集積計画について』は、部会長の調査報告のとおり全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

17ページをごらん願います。今月の申請は、13件の申請で、合計4万2,016.21㎡であります。

それでは、戻りまして15ページの93番から順に説明いたします。

93番は、金子新田地内の農地1筆、791㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約90万円であります。

94番は、福島新田地内の農地1筆、333㎡を譲り受け人が相手方の要望により経

営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約20万円であります。

95番、96番は、上大浦地内の農地2筆、1,796㎡と島潟地内の農地2筆、1,894㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

続きまして、97番、98番、99番、100番、101番は、中浦地内の農地2筆、200㎡と新屋地内の農地1筆、391㎡と中浦地内の農地2筆、293㎡と新屋地内の農地1筆、173㎡と新屋地内の農地1筆、222㎡を譲り受け人、譲り渡し人が3者の交換により取得するものであります。この5件の交換案件は、当事者3人が話し合いにより自営の圃場整備工事を行い、相互に交換するものであります。

102番は、大島地内の農地32筆、1万4,982.21㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

103番は、荻堀地内の農地9筆、4,565㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

104番は、笹岡ほか地内の農地9筆、4,724㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

105番は、駒込ほか地内の農地7筆、1万1,651㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

以上13件が今月の申請であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、交換によるもの7件、使用貸借によるもの4件、合計件数13件、面積にして4万2,016.21㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果などを詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

阿部委員。

21番（阿部銀次郎委員）

97番から101番までの3者による相互の交換の件でちょっとお伺いします。先ほ

ど図面でご説明を受けましたが、こういう形でやるときは、権利上はどうなりますか。地積更正等をしなくても、ただ自営でここにあぜをつくるのか何なのかはわかりませんが、このような形でできるのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（大坂事務局長）

この案件は、圃場整備を3人の自営で行うもので、ここの実測を測量会社が既にやっております。それに基づいて地番の地積更正及び分割手続も終わっております。そして、その分割した農地を今回の交換ということで第3条許可を得た後に名義変更を行うというものでございます。

議長（野崎会長）

はい。

21番（阿部銀次郎委員）

そうしますと、測量会社の実測を済ませて、そして分割したということですが、所有権移転前の現況での面積と今回この交換をしようとしている面積は、当然合致していなかったと思うのですが、地積更正後の面積でこういうふうに変換するのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（大坂事務局長）

測量会社の実測の結果に基づいて、既に農地の分割が終わっておりますので、そのような形で申請が出てきておりますので、その面積によって農家台帳は作成しております。新規にこの図面に基づいた形での申請で農家台帳のほうは修正をさせていただきますので、測量会社の実測での面積が農家台帳に反映されているということをご理解願いたいというふうに思います。

議長（野崎会長）

はい。

21番（阿部銀次郎委員）

そうすると、要するに申請農地の全部の実測をされて、そして地積更正を全て終わって、新しい面積、新しい地番での相互の交換と、こういうふうに変換していいですか。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（大坂事務局長）

委員のおっしゃるとおり、この実測値での交換という形になります。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

21番（阿部銀次郎委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

18ページをごらん願います。今月の申請は2件の申請で、合計601㎡であります。

それでは、45番から順に説明いたします。45番は、上須頃地内の農地1筆、250㎡を賃借権の設定により、飲食店1棟、駐車場13台の用地として、今回申請しております事業計画変更承認申請地及び農地法第5条の許可申請地と一体利用として利用したいものでございます。場所につきましては、新幹線の燕三条駅南側から西側150m付近で、北陸高速自動車道の西側に隣接しております。都市計画用途地域の商業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

46番は、上須頃地内の農地1筆、351㎡を売買により取得し、飲食店1棟、駐車場13台の用地として今回申請している事業計画変更申請地及び農地法第5条の許可申請地と一体利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約4万円であります。場所につきましては、新幹線の燕三条駅南側から西側150m付近で、北陸高速自動車道の西側に隣接しております。都市計画用途地域の商業地域内であることから、第3種農地と判断されます。

この45番、46番は同一使用人が使用することとなっておりますので、よろしくお願いたします。以上2件が今月の申請でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして2件、面積にして601㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

19ページをごらん願います。今月の申請は、4件の申請で、計1,454㎡であります。

それでは、42番から順に説明をいたします。42番は、林町2丁目地内の農地1筆、525㎡を作業所1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、旭保育所の東側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから、第3種農地と判断されます。

43番は、大島地内の農地1筆、125㎡を農舎3棟の用地として、今回申請している農地法第5条の許可申請地と一体利用したいものです。場所につきましては、大島小学校グラウンド西側から西へ200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

44番は、小古瀬地内の農地2筆、316㎡を農作業所1棟、資材倉庫1棟の用地として、今回申請している農地法第5条許可申請と一体利用としたいものです。場所につきましては、小古瀬集会所の東側200m付近で、県道分水・栄線に隣接しております。第1種農地であります。農業用施設用地に当たることから、許可し得るものと判断されます。

45番は、新堀地内の農地2筆、488㎡を農作業所1棟、農業用資材置き場などの用地として利用したいものです。場所につきましては、栄中学校グラウンド北側から北へ100m付近で、第1種農地であります。農業用施設用地に当たることから許可し得るものと判断されます。

以上4件が今月の申請であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして4件、面積にして1,454㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、23ページをごらん願います。13件の申請で、合計1万3,975.8㎡であります。

それでは、戻りまして20ページの108番から順に説明いたします。

108番、109番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

110番は、西大崎2丁目地内の農地3筆、2,951㎡を売買により取得し、宅地分譲12区画、道路などの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、老人福祉施設ころつくしの南側50m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内であることから第3種農地と判断されます。

111番は、大島地内の農地1筆、126㎡を使用貸借権の設定により取得し、農舎3棟の用地として、今回申請している農地法第4条の許可申請地と一体利用したいものです。場所につきましては、大島小学校グラウンド西側から西へ200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから第3種農地と判断されます。

112番は、小古瀬地内の農地1筆、44㎡を売買により取得し、農作業所1棟、資材倉庫1棟の用地として、今回申請している農地法第4条の許可申請地と一体利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5,000円です。場所につきましては、小古瀬集会所の東側200m付近で、県道分水・栄線に隣接しています。第1種農地ではありますが、農業用施設用地に当たることから許可し得るものと判断されます。

113番は、中曽根新田地内の農地1筆、218㎡を使用貸借権の設定により取得し、農家住宅1棟、物置1棟の用地として隣接宅地と一体利用したいものです。場所につきましては、県道分水・栄線と市道矢田中曽根新田線の中曽根新田交差点から東側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから第3種農地と判断されます。

114番は、上須頃地内の農地1筆、22㎡を売買により取得し、飲食店1棟、駐車場13台の用地として今回申請している事業計画変更申請地と一体利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万円です。場所につきましては、新幹線の燕三条駅南側から西側150m付近で、北陸高速自動車の西側に隣接しています。都市計画用途地域の商業地域内であることから第3種農地と判断されます。

115番は、猪子場新田地内の農地3筆、1,867㎡を賃借権の設定により取得し、倉庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、猪子場新田集会所南側200m付近で、県道坂井猪子場新田線に隣接しています。住宅等が連たんする区域内であることから第3種農地と判断されます。

116番は、西中地内の農地7筆、579.8㎡を売買により取得し、集合住宅1棟、駐車場9台、通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円です。場所につきましては、本成寺中学校の南側に隣接しております。住宅等が連たんする区域内であることから第3種農地と判断されます。

117番は、南中地内の農地3筆、6,544㎡を賃借権の設定により取得し、砂利採取地として平成26年5月1日から平成28年1月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、南中集落の西側で、農振農用地ではありますが、他の土地での代替性がなく、許可し得るものと判断されます。

118番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、489㎡を売買により取得し、住宅1棟などの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円です。本成寺の赤門南西側300m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内であることから、第3種農地と判断されます。

119番は、小古瀬地内の農地1筆、290㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、小古瀬集会所の東側200m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから第3種農地と判断されます。

120番は、福島新田地内の農地2筆、244㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円であります。福島新田丙集会所東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから第3種農地と判断されます。

以上13件が今月の申請であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして13件、面積にして1万3,975.8㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長、大変ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』及び『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第6号『平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』及び『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』をごらんください。

農業委員会は、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法令事務や農業の担い手育成、確保、それから担い手への農地の利用集積などの促進事業等の事務がございます。そのうち、法令事務については判断の透明性や公平性が求められておりますし、促進事務につきましても外部及び内部を問わずはつきり見える活動というのが求められております。そのようなことから、毎年これらの活動の点検、評価と目標の達成に向けた活動計画の策定を行うこととしています。

まずは、1ページをごらんいただきたいと思います。平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。法令事務に関する点検といたしまして、総会等の開催及び議事録の作成でございます。総会等の開催及び公開である旨の周知状況については、周知しております。

それから、総会等の議事録の作成についてですが、議事録は作成しております。

それから、議事録の内容でございますけれども、詳細な内容としております。

それから、議事録の公表でございますけれども、これは市のホームページで議事録を公開しております。

それから、2ページの事務に関する点検でございます。農地法第3条に基づく許可事務でございますが、これは1年間の処理件数が115件、そのうち許可が115件ございました。

それから、農地転用に関する事務といたしまして、1年間の処理件数が152件、そのうち152件が許可で、不許可はゼロでございます。

続いて、3ページでございます。農業経営基盤強化促進法に関する事務でございます。1年間の処理件数は744件でございます。

続きまして、農業生産法人からの報告への対応でございますけれども、管内の農業生産法人数は30法人がございますが、そのうち報告された法人は28法人でございます。提出をしなかった農業生産法人は2法人でございます。

続きまして、4ページでございますが、情報の提供等といたしまして、賃借料情報の資料の調査、提供ということでございますが、調査対象の賃貸借件数ですが、378件、農地の権利移動につきましては197件、農地基本台帳の台帳面積は7,112haでございます。それから、地域の農業者からのご意見は特にございませんでした。

それから、次の5ページでございますけれども、法令事務でございます。これは、遊休農地に関する評価でございますが、現状と課題といたしまして、管内の農地面積は7,112ha、遊休農地が7.2haということでございます。それから、中段の目標の達成に向けた活動でございますけれども、この表の中段に農地の利用状況調査といたしまして、7月31日と10月31日に利用状況調査を行いました。調査員数が実数で76名、これは延べでございますけれども、76人から調査していただき、指導件数が4件あったということでございます。

続きまして、6ページでございます。促進等事務に関する評価でございます。認定農業者等の担い手の育成及び確保でございますけれども、今年3月現在で認定農業者は448経営体でございます。平成25年度の目標はマイナス10経営体でございましたが、

実績は6経営体のマイナスにとどまりました。

続きまして、7ページでございます。担い手への農地の利用集積ということですが、現状及び課題について、管内の農地面積は7,112haで、担い手への集積は3,008haでございます。集積率は42.3%でした。平成25年度の目標は、100haを新たに集積するということでしたが、実績は80haでございます、80%の達成率でした。

続きまして、8ページでございます。違反転用への適正な対応ということですが、違反転用数はゼロ件ということで、確認はされていないということでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。法令事務の遊休農地に関する措置でございますが、先ほども説明したとおり、7,112haのうち7.2haの遊休農地がありまして、平成26年の目標は1haを減らしたいということと、来年度の調査実施は7月31日と10月31日を予定しておりまして、76名の方から参加していただきたいということでございます。

それから、促進等事務でございますけれども、農業認定者等担い手の育成及び確保についてですが、現状は448経営体ということで、同数の経営体を確保したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

続いて、11ページでございます。担い手への農地の利用集積計画ということですが、7,112haのうち3,008haがこれまで集積されておりますので、来年度の目標は100haを担い手へ利用集積したいというような目標を立てておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま説明のとおり農業委員会事務室において30日以上もしくはホームページで縦覧に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、追加議案といたしまして7号議案に入りたいと思います。

議第7号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議なしという発言がございますので、議第7号を追加議案といたします。

追加議案は配付済みですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第7号の審議に入る前に事務局職員全員の退室をお願いいたします。

(午後3時40分 事務局職員全員退室)

議長（野崎会長）

それでは、議第7号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

平成26年4月1日付農業委員会事務局職員の配置替について、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律20条第3項の規定により承認を求めます。

配置替により農業委員会事務局職員の職を解く者、事務局長、大坂純司。

配置替により農業委員会事務局職員として任用する者、事務局長、堀雅志。今までは工事検査課室長でございます。

以上です。

質疑に入りたいと思いますが、よろしくお願いいたします。ご発言のある方。

それでは、発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおりご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、ご異議ないものと認めます。

それでは、休憩に入りたいと思います。

(午後3時45分から午後3時50分まで休憩)

議長（野崎会長）

ただいま皆様からご承認いただきました退職職員1名及び4月1日より当委員会事務局職員として任用されます1名を紹介いたします。事務局、大坂純司、堀雅志、入室をお願いいたします。

(事務局 大坂純司、堀 雅志入室)

議長（野崎会長）

その場でご挨拶をお願いいたします。

大坂純司事務局長。

事務局（大坂事務局長）

私役所に入りまして35年が経過いたしました。そして、最後の2年を農業委員会で過ごさせていただいたことをうれしく思い、何とか定年まで勤められたのは皆様のご指導とご協力のおかげというふうに感謝しております。本当にありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、堀雅志。お願いいたします。

(堀 雅志)

ただいま4月1日からの新しい農業委員会の事務局長ということで承認をいただきました堀雅志でございます。どうも承認をいただきまして大変ありがとうございました。

農政部門の仕事は役所生活の中でも初めてでございますが、会長さん、会長代理さん

及び委員の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、事務局としての運営を務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

新事務局長は退室していただきたいと思います。どうもご苦労さまでした。よろしく願いいたします。

（堀 雅志退室）

議長（野崎会長）

事務局職員全員呼んでください。

（午後3時55分 事務局職員全員入室）

議長（野崎会長）

再開をいたします。

以上で議事が全件終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号の正副部会長会議の結果報告についてを事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら発言をいただきたいと思いますが、私のほうから1つ補足説明をさせていただきます。事業計画の中で作況調査検討会と計画してあるわけですが、正副部会長会議のときに、今までの形ではちょっと意味がないのではないかという意見がございました。そこで、農政対策部会のほうへ諮問し、検討していただきたいということで結論が出ましたので、農政対策部会委員の皆様に対しお願いなのですが、この作況調査について再検討していただければと思っているわけですので、よろしく願いいたします。

ほかに何か皆さんのほうで意見がございませうか。

発言がないようですので、正副部会長会議の結果報告についてを終わります。

それでは、報第3号から報第10号まで、続けて事務局より報告願います。

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら発言をいただきたいと思いますが、

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、村井委員、お願いします。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。4月25日午前9時から厚生会館第2集会室において会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、総会は30日の予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 6 番）

議事録署名委員（ 3 2 番）
